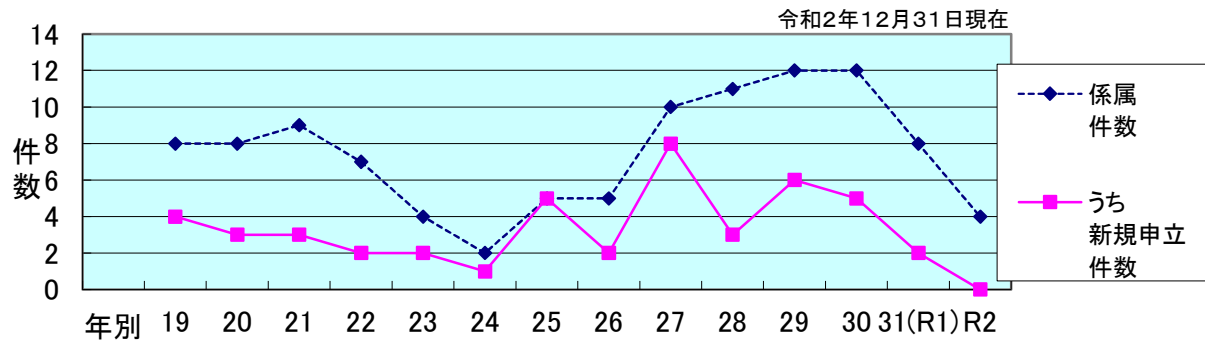


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和2年12月31日現在

状 況		30	31(R1)	R2		
係 属 状 況	前年からの繰越		7	6	4	
	新規申立		5	2		
	計		12	8	4	
	申 立 人	組 合	4	1		
		個 人	1	1		
		組合・個人				
	新 規 申 立 号	該	1			
			2	1	1	
			3	1		
			4			
		当	1・2			
			1・3	1	1	
			1・4			
			2・3	1		
			2・4			
			1・2・3	1		
企 業 規 模	1・2・3・4					
	49人以下	1	1			
	50人～99人	1	1			
	100人～499人	2				
	500人～999人					
	1,000人以上	1				
終 結 状 況	移 送					
	取 下		2	2		
	和 解	関 与	4	1		
		無 関 与				
		小 計	4	1		
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済				
		棄 却			1	
		却 下		1		
		小 計		1	1	
終 結 計		6	4	1		
次 年 へ 繰 越		6	4	3		
終結事件平均処理日数		477.3日	494.3日	895.0日		

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和2年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	〔終結 状況〕
		従業員数										
29 6	医療、福祉	700 (1)	1 2 3	懲戒解雇処分の撤回 団体交渉応諾及び誠実団 体交渉 謝罪文の提出、掲示及び新 聞への掲載	H29.11.15	R2.4.27	895	8	2	3	○三浦 △浅野 △別所 (△伊藤)	一部棄却 一部却下
30 4	建設業	700 (2)	1 2 3	一時金支給 誠実団体交渉及び団体交 渉応諾 謝罪文の交付、掲示及び新 聞への掲載	H30.11.2	-	-	6	1	2	○向山 △金森 △野呂	係属中
元 1	運搬業、郵 便業	65 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出及び掲示	R1.10.28	-	-	4	-	-	○板垣 △楠本 (△石川) △村田	係属中
元 2	製造業	個人申立	1	謝罪文の手交及び新聞の 掲載	R1.11.18	-	-	1	-	-	◎吉田 ○榊原 △竹原 (△石川) (△浅野) △野呂	係属中
		約360										
		25										
		86										

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)

4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)